

<不許可処分の理由>

- 1 法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号に規定に基づく、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）で定める許可の基準（技術上の基準）に、次のとおり適合していない。

- （１）本許可申請に係る産業廃棄物最終処分場の設置場所の地質は周防変成岩であり、その岩種・地盤は、山口県内で問題があるとされている泥質片岩及びその風化土である。これらからなる土工材料は均質性に欠け、締固め特性にばらつきがある。
- そのため、このような立地環境での建設計画であること等を踏まえると、安定型最終処分場の設計に係る安定計算について、構造耐力上安全であることが確認できない。
- （２）降雨時における地下水位の変動や、間隙水圧が生ずる可能性がある場合の検討等が十分されておらず、安定型最終処分場の設計に係る安定計算について、構造耐力上安全であることが確認できない。
- （３）埋立途中の段階において、埋立地の内部の雨水及び埋立地の外部から流入する雨水等を適切に排出できる設備が設けられておらず、構造耐力上安全であることが確認できない。

- 2 法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく許可の基準（周辺地域の生活環境の保全）に、次のとおり適合していない。

地下水による周辺地域の生活環境の保全について、地下水の状況に係る現状把握等がされておらず、適正な配慮がなされたものであることが確認できない。

- 3 法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく許可の基準（申請者の能力）のうち、同法施行規則第 12 条の 2 の 3 第 2 号で定める経理的基礎の基準に、次のとおり適合していない。

直近 6 期すべて債務超過であり、自己資本比率が-15.8%(第 32 期)と低く、財務基盤が脆弱であること等から、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが確認できない。

【参考】関係条文

法第 15 条の 2

都道府県知事は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく技術上の基準（抜粋）

- 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。
- 埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であって、次の要件を備えたもの（以下「擁壁等」という。）が設けられていること。
- 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。
- 擁壁等の安定を保持するため必要と認められる場合においては、埋立地の内部の雨水等を排出することができる設備が設けられていること。

法第 15 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく周辺地域の生活環境の保全の基準（抜粋）

- その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

法第 15 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく申請者の能力の基準（抜粋）

- 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。